

置戸町立学校における働き方改革 行動計画（第3期）

令和7年4月

置戸町教育委員会

はじめに

- ３年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化に加え、地球規模で進む気候変動やＤＸ・ＧＸの進展など、社会が加速度的に変化し、先行きが不透明で予測困難な時代が到来しつつあると言われる一方で、深刻さを増す少子化や人口減少が学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしている。
- このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要がある。
- そのための学びの中心となるのが「令和の日本型教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、探求心を持って、自律的に新しい知識や技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められている。
- 一方、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっている。
- 学校における働き方改革により教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組みを進めていく必要がある。

これまでの取組みの成果と課題

- 置戸町教育委員会（以下「町教委」という。）では、平成３１年（２０１９年）４月に、令和３年度（２０２１年度）までを取組期間とする「置戸町立学校における働き方改革行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定、令和４年（２０２２年）４月には、令和６年度（２

〇二四年度）までを取組期間とする「置戸町立学校における働き方改革行動計画（第２期）」（以下「第２期行動計画」という。）を策定し、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組みを進めてきた。その主な取組みの成果と課題は次のとおりである。

（１）現行動計画に基づく取組みの実施

現行動計画において重点取組となっている「ＩＣＴを積極的に活用した業務等の推進」では、校務を効率化させ、教職員の事務作業にかかる時間減少を図るためにＩＣＴ環境の充実を進めてきました。また、「地域との共同の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進」においては、学校を核として地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取り組みとして学校運営協議会による、地域の実情に応じた効果的な活動を進めてきたことで、一定の定着が図られている。

（２）出退勤管理システム

労働安全衛生法の改正により勤務時間の管理が明確化されたことを踏まえ、令和２年からＣ４Ｔｈを各学校に導入し客観的な勤務時間の把握・計測を実施してきましたが、令和７年１月より、出勤簿における押印を廃止したことで更なる負担軽減となっています。

（３）課題

勤務時間の実態から時間外在校等時間数の目標達成には至っていないことが明らかになっている。

このため、本町教育の喫緊の課題である「学校における働き方改革」の実現に向けて、現行動計画が終了する令和６年度（２０２４年度）以降においても、これらの取組を継承しつつ更なる改善・充実を図り、町教委と学校が緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に取り組んでいく必要がある。

行動計画（第３期）の概要

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」である。

この理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、これまでの取組みの成果や課題を踏まえた行動計画（以下「行動計画（第3期）」という。）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくものとする。

（１）行動計画の性格

行動計画（第3期）は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号。以下「国指針」という。）第2章第2節（1）に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第8条及び「教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

加えて、置戸町立学校における働き方改革を推進するため、町教委及び各学校が取り組んでいく項目をまとめたものである。

（２）目標、重視する視点、取組及び取組期間

○目標

教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

○重視する視点

改革を『自分事』に	ワークライフバランスを意識した働き方改革を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長
『自走』するチーム	未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームを構築
地域との『協働』	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現

○重点的に実施する取組

- ① ICTの活用による校務効率化の推進
- ② 保護者・地域等との連携協働
- ③ 部活動休養日等の完全実施
- ④ 教頭の業務縮減
- ⑤ 働き方改革の意識を高める取組の推進
- ⑥ メンタルヘルス対策の推進等

○取組期間

令和7年度から令和9年度までの3年間とする。

（３）町教委及び学校の役割

①町教委は、各町立学校における働き方改革の実施状況を適切に把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境等の取組を実施する。特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

②校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を位置づけ、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進し、時間外在校等時間の実態を踏まえ、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

（４）取組の検証・改善等

町教委及び学校は、毎年度、取組の実施状況について検証を行い、その結果や国の動向等を踏まえ、取組の追加や廃止等を検討し、必要に応じて本計画の見直しを行う。

（５）保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者・地域住民等の理解を深めるなど、社会全体で認識を共有することが必要である。

各学校は、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。

町教委は、保護者や地域住民に対し、学校における働き改革の取組について積極的に周知を図るとともに、その取組状況を定期的に公表する。

具体的な取組

町教委及び各学校は、地域や学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

（１）本来担うべき業務に専念できる環境の整備

①ICTの活用による校務効率化の推進【重点】

・町教委は、公務を効率化させ、教職員の事務作業にかかる時間

減少を図るため、ICT環境の充実を進める。

- ・町教委は、各学校に対し、情報活用能力等の学習の基礎となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、クラウドサービスやデジタル教材を活用したオンライン学習の実施など、指導の充実を図る取組を推進する。
- ・町教委は、教職員のICT活用指導力の向上を図るための研修等の充実や、ICTに精通した人材の配置など、学校体制の整備に努める。

②地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進【重点】

- ・町教委及び各学校は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、働き方改革の各種取組について動画やイラストの活用を含め、積極的な広報及び情報提供を行う。
- ・町教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティスクール」を引き続き進めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を促す。

③「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・町教委は、各学校に対し、特別支援教育支援員、学習支援員の配置を継続するとともに、道教委が行う派遣や配置への支援を活用し、スクール・サポート・スタッフを含めた専門スタッフ等の派遣や配置を推進する。

④校務支援システムの有効活用

- ・町教委は、各学校において校務支援システムが有効活用されるよう啓発に努める。

(2) 部活動指導に関わる負担の軽減

①部活動休養日等の完全実施【重点】

- ・町教委は、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合

は、休養日を他の日に振り替える。) こととする。また、学校閉庁日を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休業日とするよう努めることなど、部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。

- ・町教委は、部活動の活動時間は、平日2時間程度、学期中の週末を含む学校の休業日は3時間程度とするよう周知徹底を図る。
- ・学校は、部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

②部活動指導員等の配置

- ・町教委は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、学校において部活動指導員の配置や外部指導者の活用を図るよう努める。

③大会等に係る負担の軽減

- ・町教委は、学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、学校に対し、出場する大会等を精選するよう促す。

④部活動の地域移行

- ・町教委は、「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」により、公立中学校等の休日の部活動を段階的に地域移行することを基本としながら、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。
- ・町教委は、地域の実情等に応じた早期の実現を目指すために、部活動地域移行アドバイザー等の配置を図る。
- ・学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して、町教委やスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

(3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

①在校等時間の客観的な計測・記録と公表【重点】

- ・町教委は、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し公表するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する。
- ・町教委は、当該計測の結果が勤務状況を証明する重要な記録であることを踏まえ、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- ・各学校は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務

の平準化や効率化等の取組を進める。

②ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・町教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう次の取組を進める。

（ア）月2回以上の定時退勤日の実施

（イ）年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施

（ウ）15日以上の年次有給休暇の取得促進

- ・各学校の職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。
- ・各学校の管理職は、女性職員の活躍推進の観点から「置戸町における女性職員の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、働きやすい職場環境を整えるため積極的に行動する。
- ・各学校の管理職は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

③人事評価制度等を活用した意識改革の推進

- ・町教委は、学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとする。
- ・各学校の管理職は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設定することとする。
- ・各学校の管理職は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める。
- ・各学校の管理職は、上限時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどとして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

④長期休業中における「学校閉庁日」の設定

- ・町教委は、各学校に対し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定するよう引き続き促す。

⑤働き方改革に関する研修の実施

- ・町教委は、教職員全体に対し、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、各学校において働き方改革に関する研修を実施するよう促す。

⑥教諭等及び事務職員の標準職務の明確化

- ・町教委は、教諭等及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について学校管理規則等で定め、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に学校運営に自主的・主体的に参画できる環境整備に努める。
- ・町教委は、事務職員の主体的な学校運営への参画を促すため、職員研修の充実や学校事務の一層の効率化を図る。

(4) 教育委員会による学校サポート体制の充実

①メンタルヘルス対策の推進等【重点】

- ・町教委は、各学校の教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、全ての教職員へのストレスチェックや必要に応じて面接指導等を実施する。
- ・町教委は、各学校の教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施するほか、教職員の健康管理に関し、必要に応じて産業医による助言・指導を受けるものとする。

②調査業務等の見直し

- ・町教委は、教職員の事務負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、その必要性と手法の妥当性を考慮し、可能な限り廃止や縮小、他の調査との統合等の精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査委託業務が集中することのないよう配慮する。

③適正な勤務時間の設定等

- ・町教委は、各学校に対し、児童生徒等の下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、労働基準法等の規定に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うように促す。
- ・町教委は、学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を早朝や夜間など正規の勤務時間外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行うよう促す。

④ 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

- ・町教委は、学校に対し、標準授業時間を大きく上回った授業時間を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時間数を大きく上回る授業時間を計画している場合には、教育課程の編成・実施に当たっても教職員の働き方改革に十分配慮するよう必要な指導・助言を行う。

⑤ トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・町教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応するべくとができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整備するとともに、福祉部局・警察等との連絡体制の確立など、関係機関との連携・強力体制を強化する。
- ・町教委は、学校において生徒指導上の諸問題が深刻化し、児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急事案が発生した場合には、「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の派遣を道教委に依頼するなどの支援を行う。
- ・学校に対する不当又は過剰な要求等に対し、道教委が設置する「スクールロイヤー」からの指導・助言を受けるものとする。

⑥ 研修の精選・見直し

- ・町教委は、教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国及び道教委の通知等を踏まえながら精選を検討する。

⑦ 若手教員への支援

- ・町教委は、若手教員が学校単位を超えて悩みを共有できるよう、働き方改革の観点も含め、管理職等による指導・助言を受けられる機会を設ける。
- ・各学校においては、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日ごろの様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援する。

⑧ 教頭への支援

- ・町教委は、校長を助け、校務を整理するなど、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業

務負担の解消に向けた取組を進める。

(ア) 調査業務の見直しや簡素化などの取組を進める。

(イ) 事務職員等との役割分担を図る。

⑨ 学校行事の精選・見直し

・町教委は、各学校に対し、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するとともに、次の取組を積極的に促す。

(ア) 学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、負担軽減を図ること。

(イ) 地域行事と学校行事の合同開催など、行事の効果的・効率的な実施を検討すること。

(ウ) カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時間数に含めること。

⑩ 学校が作成する計画等の見直し

・町教委は、各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。

・町教委は、学校単位で作成する計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成されるよう指導・助言を行う。

・町教委は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。

・町教委において、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル（ひな形）を掲示する。

⑪ 勤務時間外における電話対応の見直しや押印の省略等

・町教委は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確認した上で、留守番電話やメールによる連絡対応等の取組を進める。

・町教委は、学校や地域の実情を踏まえつつ、可能なものから、学校提出書類への押印の省略、学校と保護者間の連絡手段の完全デジタル化にむけた取組を進める。

留意事項

- 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。
この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- 町教委及び学校の管理職は、在校等時間の長時間を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。
町教委及び各学校の管理職は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。